

地域包括支援センターだより

おたっしゅ本舗で 要介護（要支援）認定申請が行えます

例えば…①自宅で転倒し、入院してリハビリを行っているが、そろそろ退院と言われている。
退院後にリハビリを続けていくためには？

②最近、同居している姑の物忘れがひどくなっている。デイサービスなどを利用したいが…。どのような手続きをすればよいのか？

～まずおたっしゅ本舗に相談してください～

～申請から利用までの流れ～

1. 申請

おたっしゅ本舗が代理で申請を行います。
窓口に向くことができない方は、職員が自宅に訪問し手続きを行うこともできます。

※2号被保険者とは、40～64歳までの、老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護や支援が必要な方

《必要なもの》

- ・介護保険被保険者証
（65歳以上の方に送付されています）
- ・印鑑
- ・健康保険被保険者証
（※第2号被保険者の場合）



2. 調査・審査の実施

認定調査員が自宅に訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

また、本人の主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。

- ・調査員による訪問調査を受ける
- ・主治医から意見書が提出される
- ↓
- ・介護度の判定



3. 結果の送付

原則、申請から30日以内に佐賀中部広域連合から認定結果が送付されます。結果に応じて介護保険サービスを利用できます。サービスを利用する場合は、おたっしゅ本舗や居宅介護支援事業所へご連絡ください。（連絡先は認定結果に同封されています）

《認定結果》

- 非該当
- 要支援1、2
- 要介護1、2、3、4、5、



問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしゅ本舗小城北（小城市役所別館：旧改善センター内）☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしゅ本舗小城南（ひまわり内）☎66・6376
- 小城市役所 福祉課（西館1階）☎37・6107